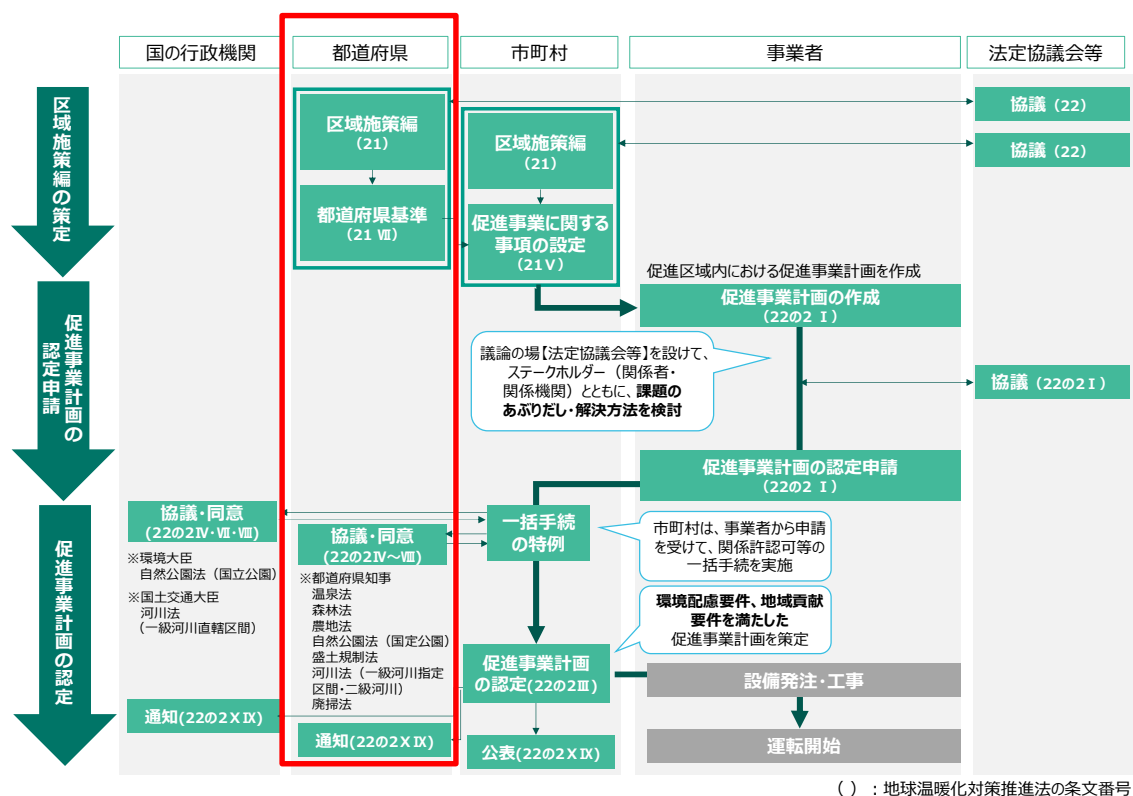


第3 都道府県の対応



この項目では、促進事業制度における都道府県の対応について解説します。

1 都道府県基準の策定

(1) 都道府県基準の趣旨

都道府県は、法第21条第7項に基づき、促進区域の設定に関する基準として、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮することを確保するための基準を任意で定めることができます。

都道府県基準を策定する場合には、促進事業制度が地域共生型再エネ導入推進を趣旨としていることを念頭に、区域内の市町村による促進区域の設定や事業者による再エネ設置を通じて都道府県の定める再エネ導入の目標の達成に資するものとなるよう、各方面に配慮する形で、設定する必要があります。この場合、再エネ事業への過度な抑制・萎縮効果が働かないようにする必要があります（P3：第1章1（2）制度趣旨 を御理解のうえ策定してください）。

都道府県においては、当該制度の趣旨を踏まえつつ、都道府県において圏域全体で地域の実情に応じて配慮すべき事情を検討し、かつ、市町村の主体的な再エネ導入を支援する基準運用が可能となることが求められます。

なお、都道府県基準が策定された状態で定められた促進区域において地域脱炭素化促進施設の整備が行われる際には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく計画段階配慮事項の検討に係る手続（以下「配慮書手続」という。）の規定を適用しないこととする特例が適用されます。

(2) 都道府県基準の策定

ア 都道府県基準の法律上の位置づけ

法第21条第8項に基づく都道府県基準は、あくまでも促進区域を定める上での拠り所とすべき考え方や方向性を示すものです。都道府県基準が定められている場合、促進区域は、都道府県基準に基づいて定められるものとなります（法第21条第7項）。

イ 都道府県基準の定め方（規則第5条の3及び第5条の4）

都道府県基準の策定に当たっては、環境省令で定める基準（国の基準）に即して定めなければなりません（法第21条第8項）。都道府県基準の定め方については、施行規則第5条の3及び4に、都道府県基準の検討の方法等については、施行規則第5条の6に規定されております。

また、施行規則第5条の4第1項各号に基づき、表3-1に示す事項を満たして策定することが求められます。また、これらの事項を満たす観点から、表の「策定に当たっての留意事項」を実施することが望まれます。

なお、都道府県基準は、区域施策編の一部として定めるものであるものの、地域

第3 都道府県の対応

の実情に応じた都度の見直し等を行うことが必要となることが考えられることから、同計画の別冊等として策定することが考えられます。

表 3-1 都道府県基準の策定に当たって求められる事項

施行規則第5条の4第1項に規定されている事項	策定に当たっての留意事項
地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。(施行規則第5条の4第1項第1号)	原生的な自然やその景観、生物多様性の保全の観点から特に重要な区域等に配慮し基準設定を行うこと。
当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。(施行規則第5条の4第1項第2号)	再エネの主力電源化に向け、地域の再エネポテンシャルを最大限活用し、都道府県の定める再エネ目標の達成に向けた基準設定を行うこと
太陽光、風力その他の再エネ種ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。(施行規則第5条の4第1項第3号)	
国又は地方公共団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。(施行規則第5条の4第1項第4号)	策定に当たっての専門家等の意見聴取の実施等

ウ 都道府県基準の検討の方法等（規則第5条の6、規則第5条の5参照）

都道府県基準を定めるに当たっては、都道府県全域の再エネポテンシャル、自然環境・生活環境の保全への適正な配慮を要する自然的社会的条件等の実情に応じて、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模の別に定めることとされています。

また、規則第5条の5に規定する環境配慮事項ごとに、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう検討するものとされています。

検討に当たっては、表 3-2 に示す区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報等を収集する必要があります。また、各方面への配慮を確保するため、促進区域設定時と同様に、収集した情報をもとにレイヤー区分やゾーニングを試行する等地図上での調整を行うことが望まれます。

第3 都道府県の対応

表 3-2 都道府県基準の策定に当たり収集する情報等

区分・環境配慮事項	収集する情報	再エネ種			
		太陽光を 電気に変換するもの	風力を 電気に変換するもの	・・・	再生可能エネルギー供給施設であるもの
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項	大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影による影響	★以下を踏まえて検討 1 施設の種類 ・再エネ種 ・再エネ利用方法の別（発電・熱利用） 2 施設の規模 3 その他 （1）設置場所 （2）設置形態 （3）その他			
	水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温による影響				
	温泉への影響				
	重要な地形及び地質への影響				
	土地の安定性への影響				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する環境配慮事項	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響並びに植物の重要な種及び重要な群落への影響並びに地域を特徴づける生態系への影響	国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まわって存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況			
人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	眺望の状況及び景観資源の分布状況			
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	野外レクリエーションを通じた人と自然との活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況			
地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項	（環境の保全への適正な配慮の確保の観点から特に考慮が必要と判断される具体的影響の内容）	（特に考慮が必要と判断される具体的影響を考慮するために収集すべき情報）			

第3 都道府県の対応

工 都道府県基準において定める内容（規則第5条の4）及びその解説

都道府県基準として定める内容は、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（以下「1号基準」という。）」及び「考慮対象事項等（以下「2号基準」という。）」の2つです。各基準の設定に当たって留意すべき事項は表 3-3 のとおりです。

表 3-3 各基準の設定に当たって留意すべき事項（1/2）

都道府県基準として定める事項	留意事項
【1号基準】 促進区域に含めることが適切でない と認められる区域 （法第5条の4第2項第1号）	当該区域は、規則第5条の5第1項第1号から6号に掲げる再生可能エネルギーの種別（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、再生可能エネルギー熱供給）毎に、地域の実情に応じて必要なエネ種に関して定めます。各エネ種につき、市町村が<u>促進区域を設定することができるエリアを必要十分に残すよう配慮し、1号基準の設定に当たっては、当該基準を該当させる理由（根拠法令等）も十分に整理することが望まれます。</u> 1号基準の対象としては、<u>法制度等において示された区域（例：世界自然遺産、ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、保護林、緑の回廊、自然保護の観点から条例等で指定する区域等）、その他地域の実情に応じて促進事業の実施による開発を控えるべき任意の土地（都道府県条例等による独自規制や、指標となるランドマーク周辺の一定区画の土地、個別の地番等で特定した土地等の区域）等が考えられます。</u> なお、上記の検討にあたっては、法令等で定められた区域（例えば、保安林、農地、市街化調整区域など）について個別の事業を考慮せず、一律に促進区域から排除する規定とすることは望ましくありません。地域脱炭素化促進施設を設置するために必要な対応について、所管機関等と相談した上で、市町村等が条件を付して促進区域の設定を可能とする基準とすることが望まれます。
【2号基準】 考慮対象事項等（法第5条の4第2項2号）	1号基準を該当させるには至らない区域について、<u>促進区域を設定する上での考慮事項を定めることができるものです。</u> 2号基準も1号基準と同様に、再エネ種ごとに、それぞれ規則第5条の5第1項第1号から6号の（1）から（5）に掲げる事項のほか、規則第5条の5第2項の特_ニに考慮が必要と判断する事項について、地域の実情に応じて必要と考えられる事項を選び出し定める必要があります。<u>選び出しに当たっては、その理由を記載することが適切です。</u> 考慮対象事項ごとに、その考慮に当たって必要となる情報も示す必要があります。その情報の取得方法や取得源として考えられる代表的なものも示すことが望まれます。 また、各考慮対象事項に対して、促進事業の実施により負の影響が生じないようにするための取組の具体例も整理します。これらの事項は、市町村が促進区域を設定する際や、事業者が事業地を選定する際の、環境等への配慮に関する行動指針となります。

第3 都道府県の対応

表 3-3 各基準の設定に当たって留意すべき事項 (2/2)

都道府県基準として定める事項	留意事項
再エネ種ごとに、既に定めた 1 号事項及び 2 号事項の一部又は全部を考慮しないことができる基準（規則第 5 条の 4 第 3 項及び 5 項。以下「特例事項等」という。）	【一部を考慮しなくてよいとする場合（第 3 項）】 再エネ種ごとに規則第 5 条の 4 第 3 項に基づき、上記で定めた 1 号事項及び 2 号事項の一部を選択的に考慮しないで促進区域の設定を行うとする都道府県基準を策定するものとなります。これは、実際に都道府県基準を規定するに当たっては、当該都道府県基準において定めようとしている 1 号事項及び 2 号事項（既に策定したものを含む。）のうち必要と認められるものに限って適用することができる規定を置くというものです。 この場合、当該都道府県基準において定めようとしている 1 号事項及び 2 号事項（既に策定したものを含む。）のうち部分的な適用を検討することから規則第 5 条の 6 の準用によって、専門家等の意見を聴取する等の検討を踏まえた上で、規定することが必要です。 【全部を考慮しなくてよいとする場合（第 5 項）】 再エネ種ごとに規則第 5 条の 4 第 3 項に基づき、上記で定めた 1 号事項及び 2 号事項の全部を考慮しないで促進区域の設定を行うとする都道府県基準を策定するものとなります。 この場合、当該都道府県基準において定めようとしている 1 号事項及び 2 号事項（既に策定したものを含む。）を適用しないこととなるため、実際の規定の適用としては、全国一律に適用される事項として促進区域設定に係る環境省令で定める基準がここにおける都道府県基準となります。このようなエネ種ごとに適用をしないこととすることについての判断が必要となることから規則第 5 条の 6 を参酌し、専門家等の意見等を踏まえた検討を行った上で、規定することが望まれます。

第3 都道府県の対応

(3) 都道府県基準の具体例

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（規則第5条の4第2項第1号）及び考慮対象事項等（規則第5条の4第2項第2号）の定め方

1. 太陽光発電（〇kW 以下のものについては特例都道府県基準として別に定める基準に基づき促進区域を設定すること。）

(1) 1号基準

次の表の左欄に掲げる区域については、中欄に掲げる根拠及び理由に基づき、右欄に掲げる考慮対象事項の範囲に限り、促進区域に含めないこと（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第21条第6項及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第5条の4第2項第1号。以下「規則」という。）。

促進区域に含めない区域 (1号基準)	区域設定の根拠となる環境配慮事項、関係法令及びその理由
世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録された〇〇の半径〇kmの区域	規則第5条の5第1項第1号イ及び世界遺産条約〇〇の規定を根拠とし、左欄の世界遺産リストに指定された〇〇の保全のために必要と認められることから1号事項として区域設定を行う。
A 県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	規則第5条の5第2項及びA 県水源地保護条例第●条の規定を根拠とし、施設の設置による水源地への影響から水源地の保全を行うことが必要と認められることから1号区域として区域設定を行う。

(2) 2号基準

次の表に掲げる「考慮対象事項」「考慮対象事項とした理由」の欄ごとに、右欄に掲げる事項を踏まえて促進区域の設定を検討すること（規則第5条の4第2項第2号）。

考慮対象事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設(学校、病院等)の種類 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係部局が示す情報	・パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をXメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。
水の濁りによる影響	・取水施設の状況	・EADAS ・A 県県民生活課WEBサイト	・沈砂地や濁水処理施設等を設置する等、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び地質への影響	・「A 県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報	・A 県自然保護課WEBサイト	(促進区域に当該区域を含む場合) ・当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による生活環境への影響	・保全対象施設(学校、病院等)の種類 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係部局が示す情報	・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整すること等、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないよう措置を講じること。

第3 都道府県の対応

植物の重要な種及び重要な群落への影響 植物の重要な種及び重要な群落への影響	・植生自然度の高い地域	・EADAS	・原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
植物の重要な種及び重要な群落への影響 植物の重要な種及び重要な群落への影響 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・特定植物群落	・EADAS	・当該地の改変を避けた事業計画にすること。
	・巨樹・巨木林	・EADAS	・指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
	・環境省レッドリスト ・A 県レッドリスト	・地方環境事務所に聴取 ・A 県自然保護課に聴取	・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA 県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・A 県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）	・EADAS ・A 県ハンターマップ	（促進区域に当該区域を含む場合） ・当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 地域を特徴づける生態系への影響	・環境省レッドリスト ・A 県レッドリスト	・地方環境事務所に聴取 ・A 県自然保護課に聴取	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA 県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・自然再生の対象となる区域	・EADAS ・地方環境事務所WEBページ ・自然再生協議会に聴取	・事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。
地域を特徴づける生態系への影響 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・重要里地里山 ・重要湿地 ・自然共生サイト（地域生物多様性増進法に基づき認定された増進活動実施計画等の実施区域を含む）	・生物多様性見える化マップ ・地方環境事務所に聴取	・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・国立/国定公園、A 県立自然公園の利用施設に位置付けられている眺望点 ・長距離自然歩道	・EADAS ・地方環境事務所に聴取 ・A 県自然保護課に聴取	・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置

第3 都道府県の対応

			置について地方環境事務所や A 県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・ A 県立自然公園 区域の普通地域 ・ 風致保安林	・ EADAS ・ A 県自然保護課 WEB ページ ・ A 県森林 GIS	(促進区域に当該区域を含む場合) ・ 事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや附帯設備の色彩とすること。 ・ 事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。
	・ 長距離自然歩道 ・ 保健保安林	・ A 県自然保護課 WEB ページ ・ A 県森林 GIS	(促進区域に当該歩道や区域を含む場合) ・ 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
その他 A 県が必要と判断するもの	・ 土砂災害警戒区域	・ EADAS ・ A 県防災情報ポータル	(促進区域に当該区域を含む場合) ・ 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。

※名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・ 重要里地里山：生物多様性保全上重要な里地里山
- ・ 重要湿地：生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・ 地域生物多様性増進法：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

(3) 特例事項等

① 特例事項

1 号基準及び 2 号基準のうち一部のものについて、考慮を要しないと認められるものを定めることができます。

例えば、出力〇kw未満の太陽光発電事業については、上記(1)(2)で定めた事項のうち以下の事項に限って適用することが可能となります。

考慮対象事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方
	収集すべき情報	収集方法	
その他 A 県が必要と判断するもの	・ 土砂災害警戒区域	・ EADAS ・ A 県防災情報ポータル	(促進区域に当該区域を含む場合) ・ 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。

② 適用除外

1 号基準及び 2 号基準の全部について、考慮を要しないと認められるものを定めることができます。

例えば、出力〇kw未満の太陽光発電事業については、上記(1)(2)で定めた事項全てを考慮する必要がないと認められる場合は、全国一律に適用される規則第 5 条の 2 の規定を適用し、促進区域を設定することが可能となります。

(4) その他都道府県基準に関する留意点

ア 都道府県基準に係る合意形成

都道府県基準は自らの区域施策編の一部として定めるものであるため、策定・変更を行う際には、法第21条第10項から第13項の規定に基づき、各方面に意見聴取や協議を行う必要があります。

区域施策編を定めるに当たっては、関係地方公共団体、住民及び利害関係者の意見を反映させる必要があります（法第21条第10項及び第11項）。特に都道府県基準は、その規定事項として、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（法第5条の4第2項第1号）及び再エネ種ごとの考慮対象事項等（法第5条の4第2項2号）を定めることが可能であり、個別事業の計画立案に先立って、都道府県の定める区域施策編において再生可能エネルギーの導入の政策の方向性を形づくるものとなります。このため、域内の市町村や住民、利害関係者の意見を適切に反映することが必要です。これらの合意形成には、法定協議会が組織されている場合には、その枠組みを活用することが望まれます。特に都道府県基準で促進区域に含めることが適切でないと認められる区域を促進区域に設定したい意向を有する市町村からの相談があった場合は、地域共生型再エネ導入推進の観点から、柔軟な検討を行うことが求められます。

また、アセス法における配慮書手続の規定を適用しないこととする特例があることから、本来配慮書手続において検討すべき事項・手法を念頭に関係部局と連携した検討が求められます。

合意形成の手法については、45～51ページの市町村を都道府県に読み替えて参照ください。

イ 都道府県基準と市町村による促進区域の設定の関係性

促進区域の設定段階において、都道府県が都道府県基準を定めていない場合でも、促進区域設定に係る環境省令に従い、市町村において促進区域を設定することは可能です（ただし、都道府県基準を定めていない場合は、環境影響評価法に係る特例を受けることはできません。）。その際には、都道府県は市町村と事前に協議する等十分に連携をとり、市町村による促進区域の設定後に都道府県が都道府県基準を設定した場合においても、促進区域が都道府県基準の考え方と整合するよう、必要な情報提供、助言を行うことが望まれます。

促進区域の設定段階において、都道府県基準を定めている場合は、同基準に「基づき」促進区域が設定されることが求められます（法第21条第8項）。これは、都道府県基準に合致しない促進区域の設定を排除するものではなく、柔軟な運用により都道府県基準に基づき促進区域を設定することを求めているものです。このため、定められた都道府県基準と合致しない促進区域の案が検討されているような場合は、個別の案件に応じて促進区域の設定が可能となるように都道府県基

第3 都道府県の対応

準の改正を行う等することで地域の実情に応じた促進区域の設定に向けた調整を行うことが必要です。

ウ その他都道府県基準の策定に当たっての留意事項

都道府県は、都道府県基準を定めるに当たっては、検討の経緯、その内容、当該検討に際して参考にした資料等（希少野生動植物種の情報等の秘匿性のある情報を含むものを除く。）について明らかにすることが求められます。

エ 風力発電に係る促進区域の設定における保安林の扱いに関する考え方について

保安林は、認定を得た事業者が促進事業計画に従って行う促進事業（風力発電施設に限る。）については、森林法第26条第2項及び第26条の2第2項の「公益上の理由により必要が生じたとき」に該当するものとして保安林の解除の審査が行われます。このため、風力発電に係る都道府県基準において、保安林が除外区域として設定されている場合で、市町村から促進区域として設定したい旨相談を受けた場合は、都道府県は当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認の上、除外区域の見直しを検討することが望まれます。

2 促進事業に関する事項の共同設定

(1) 概要

都道府県は、区域内の単独または複数の市町村と共同して、都道府県の地方公共団体実行計画において、促進事業に関する事項（法第21条第5項各号）を定めることができます。

市町村との計画の共同設定により広域的な観点からより適切な計画内容とし、各種取組を強力に推進するとともに、域内の促進区域を拡充し、促進事業制度を活用した再生可能エネルギーの導入量を増やすことが可能となります。また、市町村にとっては事務負担を軽減しつつ市町村内の再生可能エネルギーの導入量を着実に増やすこと等が期待されます。

▼共同設定における都道府県の役割都道府県の役割

促進事業に関する事項の共同設定に際しては、市町村による単独での設定とは異なり、都道府県も区域設定の主体となります。その際、都道府県は、共同設定者である市町村の先導的役割を果たしていくことが望まれます。例えば、区域設定の発案時には、都道府県圏域全体での再生可能エネルギー導入目標の達成を意識しつつ、高い導入ポテンシャル有する市町村中心に複数の市町村に声掛けをすることや、ゾーニングマップの作成作業）時には、市町村に対して情報提供を呼びかけつつ、都道府県自ら収集する情報と統合させることで、市町村単独で作業する場合よりも多い視点での検討を実現とするといったことが考えられます。区域設定後も、促進区域に係る周知や事業者誘致等において都道府県が先導的に動くことで、より広域の事業者や住民等に対して、再エネ導入に対する姿勢を知らせることが可能になると考えられます。

また、仮に、都道府県が市町村に対して先導的役割を果たさない場合でも、市町村の動きを財政・人材・情報等の面から積極的にサポートすることで、結果的に、圏域全体での脱炭素化に繋がります。

(2) 共同設定の方法について

都道府県・市町村において適切に運用していただくために、ここでは（ア）共同設定の諸条件、（イ）共同設定時の合意形成の手法、（ウ）共同設定の具体的な設定例について解説をします。促進区域の設定方法自体は15～24ページをご参照ください。

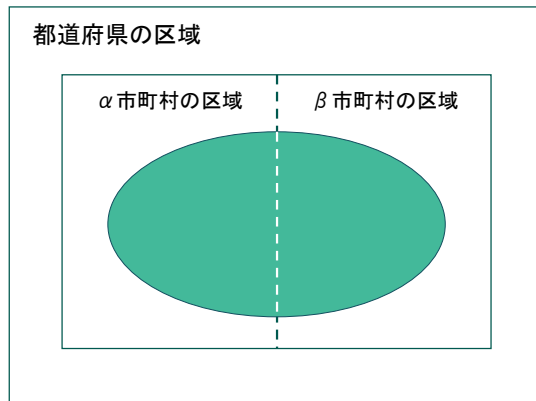
第3 都道府県の対応

ア 共同設定の諸条件

(ア) 共同設定の主体について

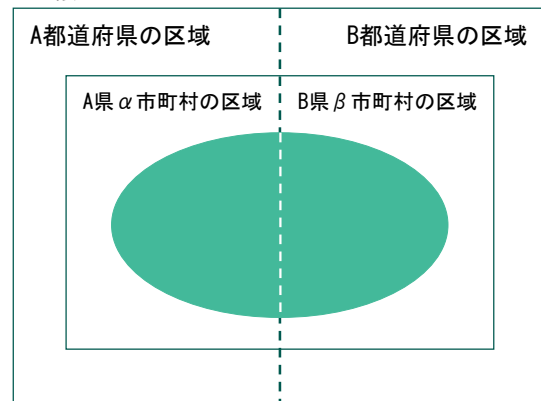
促進区域の設定主体としての地方公共団体の組み合わせとしては、主には、都道府県と市町村が共同する形で促進事業に関する事項を定めようとする以下の2類型が想定されます。この2類型に加えて、1つの都道府県と1つの市町村の組み合わせによるものが考えられます。

① 1つの県と2つ以上の市町村



② 2つ以上の都道府県と2つ以上の市町村

※各都道府県とその区域内の市町村が共同している場合に限る。



上の2類型において、促進区域の設定は、都道府県の区域内の隣接しない二つ以上の市町村の間でも行うことができます（以下、「飛び地における共同設定」という）。この飛び地における共同設定は、以下のような場合に効果のある取組として考えることができます。

- ・その区域内の隣接しない市町村において地域の脱炭素に向けて積極的な取り組みを行っている主体同士において、都道府県も交えて連携・協力した取組を行う場合
- ・将来的に一定のエリア内で足並みを揃えた地域の脱炭素の取組を行うことが考えられる場合に、差し当たって、隣接しない市町村から共同設定を始めていくような場合
- ・二つ以上の都道府県において、それぞれの区域内の市町村が友好都市として連携しており、それに都道府県も交えて連携・協力した取組を行う場合

地域の脱炭素の取組の推進に向けては、一つの市町村で完結するだけではなく、市町村同士の距離に関わらず複数主体が連携・協力することも大切です。

第3 都道府県の対応

(イ) 共同設定に当たっての地方公共団体実行計画の策定の有無

促進区域の共同設定に当たり、都道府県においては事前に区域施策編を策定している必要がありますが、市町村においては、必ずしも区域施策編を事前に策定しておく必要はありません。市町村における計画の有無に拘らず、積極的に共同設定の動きが取られることが望まれます。

なお、令和6年6月25日付環地域調発第2406254号『地域脱炭素化促進事業制度の運用にあたっての留意事項等について（通知）』では、共同設定を行う場合において、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定めた地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定することも差し支えない。その場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項が、法第21条第3項第1号及び第5号の事項を兼ねることとなるが、法第21条第3項各号に規定するその他の事項を含めて記載を拡充していくよう努めること。」とされています。このため、都道府県としては、市町村における区域施策編の策定状況にかかわらず、共同設定を進めていくことが期待されます。

(ウ) 共同設定の成果物の区域施策編上の取り扱いについて

(イ) のとおり、市町村にあつては、区域施策編が未策定であっても共同設定に参画することができ、その場合、促進区域の共同設定を機に、区域施策編を新たに策定するという整理になります。これに対して、都道府県は、策定済みの計画を改定するという整理になります。

各地方公共団体で策定する区域施策編のうち、「促進事業に関する事項」部分のみを共同設定することとなるため、それぞれの区域施策編の別冊として整理し、共同設定者を連名で記載する方法を取ることが望まれます。

イ 共同設定時の合意形成について

(ア) 共同設定を行う場合の会議体の設置について

共同設定を行う場合は、共同設定を行う全ての都道府県及び市町村で合意がなされ、また、法定協議会が設置されている場合においては同協議会において合意形成がなされることが必要です（法第21条第13号）。

(イ) 合意形成の流れ

促進事業に関する事項の共同設定を行おうとする場合は、関係する都道府県及び市町村において、共同設定すべき計画の各事項内容についての事前調整を行うことが考えられます。

次の段階として、共同設定しようとする事項がある程度具体化されてきた場合は、共同設定しようとする各都道府県及び市町村において、促進事業に関する事項について地域との合意形成を行います。法定協議会が設置されている場合

第3 都道府県の対応

はそれぞれの協議会において、協議します。

最終段階として、共同設定しようとする都道府県及び市町村において合一の意思決定を行うために、合同して開催する会議体を設置の上、合意形成を行うことが考えられます。

ウ 合意形成の場である会議体の合同開催について

計画の共同設定を行おうとする都道府県及び市町村においては、合意形成の内容として、共同設定の内容となる促進事業に関する事項が合致していることが求められます。

このようなことから、共同設定を行おうとする場合は、関係する都道府県及び市町村において合意形成のための会議を合同開催することも可能です。

合意形成の場として機能する会議体としては以下の2種が考えられます。

(ア) 法定協議会の合同開催

① 合同開催の位置づけ・効果

法定協議会が共同設定を行おうとする地方公共団体においてそれぞれ設置されている場合は、共同設定のための法定協議会を合同で開催することが可能です。この場合、合同で開催する協議会での協議がそれぞれの地方公共団体における法定協議会における協議とみなすことが可能です。

② 合同開催の運営方法

法定協議会を合同開催する場合は、各法定協議会から選定された委員が参加する会議運営を行うことが法定協議のみなしのために必要です。この場合、複数の市町村を取りまとめる主体である都道府県が事務局役を担うことが望まれます。事務局には、参画市町村と協力の上、それぞれの協議会からの委員の選定や、円滑な議論の運営に向けた各種調整を担うことが期待されます。

なお、都道府県が合同開催を行う場合においては、共同の協議会を常設の設置とし、都度、協議会の構成員であるその区域内の共同設定を行う市町村を変更することが可能となる設置要綱を定める等の工夫を行うこと等により、事務的なコストの合理化を図ることが考えられます。

【注】 2つの都道府県以上の関与により共同設定を行う場合は、それぞれの都道府県が事務局となった形で、都度、合同協議会の開催とすることが考えられます。

第3 都道府県の対応

(イ) 法定協議会以外の会議体の合同開催

促進区域の設定は法定協議会が設置されていなくとも行うことができます。このため、計画の共同設定を行おうとする都道府県及び市町村のうち法定協議会が設置されていない都道府県又は市町村が含まれる場合は、法定協議会でない合同会議体を開催することが考えられます。

なお、この会議体は法定協議会としての性質を有さないことから、法定協議会を組織している都道府県又は市町村においては、別途法定協議会での協議（合同で開催された会議体での決定事項を追認する等の方法）が必要です。この場合、法定協議会から合同会議体に協議を委任する形をとることで、法定協議会での協議があったものとして取り扱うことができます。

共同設定に係る会議体の合同設置について

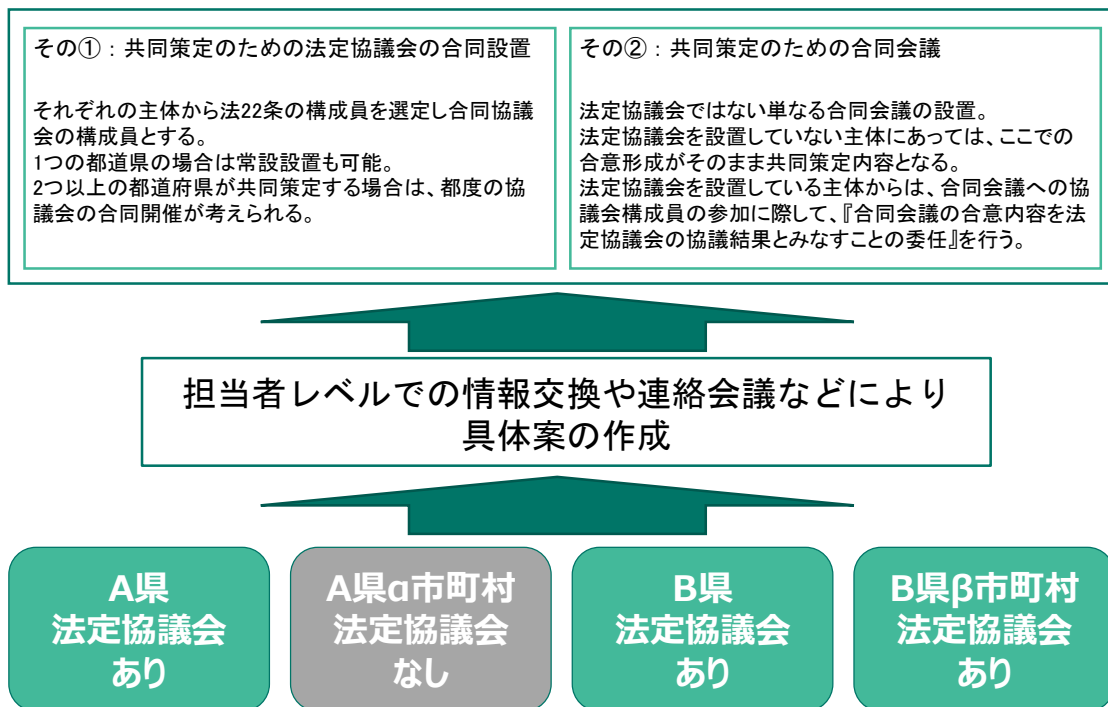


図 3-1 共同設定に係る会議体の共同設置

第3 都道府県の対応

(3) 共同設定の具体例（参考）

〇〇県・●●市・△△市地方公共団体実行計画（区域施策編）別冊

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定

(1) 背景と目的

2025 年 4 月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）では、第 21 条第 5 項において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めるものとする、同条第 6 項において共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることができるとされている。

〇〇県は、・・・である。●●市は、・・・である。△△市は、・・・である。（自治体の概要を記載）

●●市、△△市における地域資源である再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）のポテンシャルの最大限活用と環境に対する適正な配慮の両立を目指し、地域と共生する再エネ導入を促進するため、〇〇県、●●市、△△市が共同で、本計画別冊において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定するものである。

法第 21 条第 5 項で規定された地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項は以下のとおりである。

- ① 地域脱炭素化促進事業の目標
- ② 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下、「促進区域」という。）
- ③ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- ④ 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- ⑤ 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - ・ 地域の環境の保全のための取組
 - ・ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

(2) 地域脱炭素化促進事業の目標

〇〇県、●●市、△△市では、それぞれの区域施策編で温室効果ガス排出量の削減目標を設定しており、それを達成するための各区域での再エネ導入目標、そのうち地域脱炭素化促進事業での再エネ導入目標は下表に示すとおり設定する。

表 ●●市、△△市における促進事業の目標

	〇〇県	●●市	△△市
温室効果ガス排出量の削減目標	〇t-CO ₂ ※	●t-CO ₂ ※※	△t-CO ₂ ※※※
		●+△t-CO ₂ （〇〇県の X%）	
再エネ導入目標	〇kW※	●kW	△kW
		●+△kW（〇〇県の X%）	
促進事業の再エネ導入目標	—	●kW	△kW

※：〇〇県地方公共団体実行計画（区域施策編）（〇〇県、令和〇年〇月）

※※：●●市地方公共団体実行計画（区域施策編）（●●市、令和●年●月）

※※※：△△市地方公共団体実行計画（区域施策編）（△△市、令和△年△月）

第3 都道府県の対応

(3) 促進区域

●●市、△△市における促進区域は、下表に示す国、〇〇県の基準の「促進区域から除外すべき区域」と本計画別表で定める●●市、△△市において「促進区域から除外すべき区域」を除き、再エネポテンシャル等の事業性を加味して設定した。促進区域の範囲は下図に示すとおり。

表 ●●市、△△市における促進区域から除いた区域

基準	促進区域から除外すべき区域	法令等	備考
国	原生自然環境保全地域	自然環境保全法	
	自然環境保全地域		
	国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域	自然公園法	
	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法	
	生息地等保護区の管理地区	種の保存法	
〇〇県	〇〇区域	〇〇法	
	〇〇地域	〇〇法	
●●市、△△市	●●区域	●●法	
	△△区域	△△法	

表 ●●市、△△市における促進区域

地区	地域の所在	面積	施設種別
A地区	●●市〇〇町〇〇番地ほか〇筆	〇〇㎡	太陽光発電設備の整備
B地区	△△市□□町□□番地ほか□筆	□□㎡	太陽光発電設備の整備
C地区	●●市◇◇町◇◇番地ほか◇◇筆 △△市◇◇町◇◇番地ほか◇筆	◇◇㎡	風力発電設備の整備

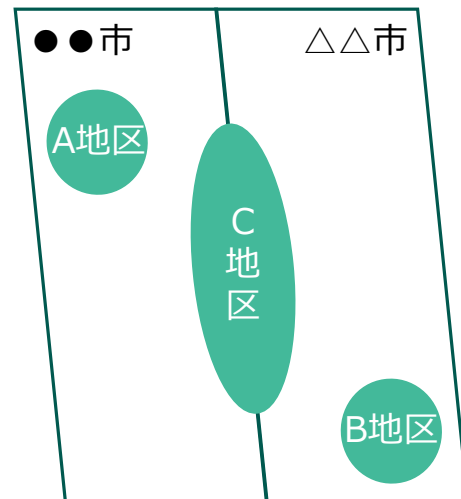


図 ●●市、△△市における促進区域

(4) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種別及び規模

●●市、△△市の特性を踏まえて、促進事業は太陽光発電と陸上風力発電を対象とする。対象とする地域脱炭素化促進施設の種別と規模は下表に示すとおり設定する。

表 ●●市、△△市における地域脱炭素化促進施設の種別及び規模

種類	規模		備考（設置形態）
	●●市	△△市	
太陽光発電	●kW	△kW	設備容量●kW以上の地上設置型及び営農型
陸上風力発電	●kW	△kW	設備容量●kW以上

第3 都道府県の対応

(5) 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

本計画別表で定める促進事業は、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて以下の地域の脱炭素化のための取組を行うものとする。

- ・地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等）
- ・住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ・ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV） 他

(6) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき地域の環境の保全のための取組に関する事項

本計画別表で定める促進事業は、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて以下の地域の環境の保全のための取組を行うものとする。

- ・希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施。
- ・希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育に関する情報が得られたことから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を回避。
- ・景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成する等により影響の程度を予測・評価し、地域脱炭素化促進施設の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、眺望点から見えないように植栽を実施。 他

(7) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する事項

本計画別表で定める促進事業は、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて以下の地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を行うものとする。

- ・域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組
- ・地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- ・地元の事業者・地域金融機関等の事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組 他

(8) 実施体制・進行管理

促進事業の促進に関する事項は、〇〇県、●●市、△△市で設立した法定協議会において、必要に応じて取組や目標の見直しを行うものとする。

3 複数市町村にわたる促進事業計画の認定等について

(1) 複数市町村にわたる事業認定の事務の主体について

都道府県と市町村が共同で設定した促進区域内において、促進事業が当該共同設定の複数の市町村の区域にわたって計画される場合においては、促進事業計画の認定の申請については、都道府県が認定主体となります（法第22条の5第1項）。また、共同で設定した促進区域における認定申請先を明確化する観点から、申請窓口となる部署等をあらかじめ都道府県庁内で定めておく必要があります。

なお、共同で設定した促進区域内の事業であっても、当該共同設定市町村のうち、1市町村において計画されている促進事業の場合は、当該市町村において事業認定を行うこととなります。

詳細の認定等手続の手法については、34～39ページの市町村を都道府県に読み替えてご参照ください。

(2) 都道府県の事業認定までの各主体間での連携について

都道府県は、(1)のように促進事業が当該共同設定の複数の市町村の区域にわたって計画される場合においては、その事業認定等の事務を行うこととなりますが、認定申請に関する情報については、都道府県と市町村において情報共有の体制整備を行う等密接な連携が必要です。例えば、認定後の市町村における一括手続等に向けて、認定申請の内容、都道府県からの指導の内容等を適切に情報共有する必要があります。

認定申請があった場合の流れや主体別の役割は図3-2のようになります。

第3 都道府県の対応

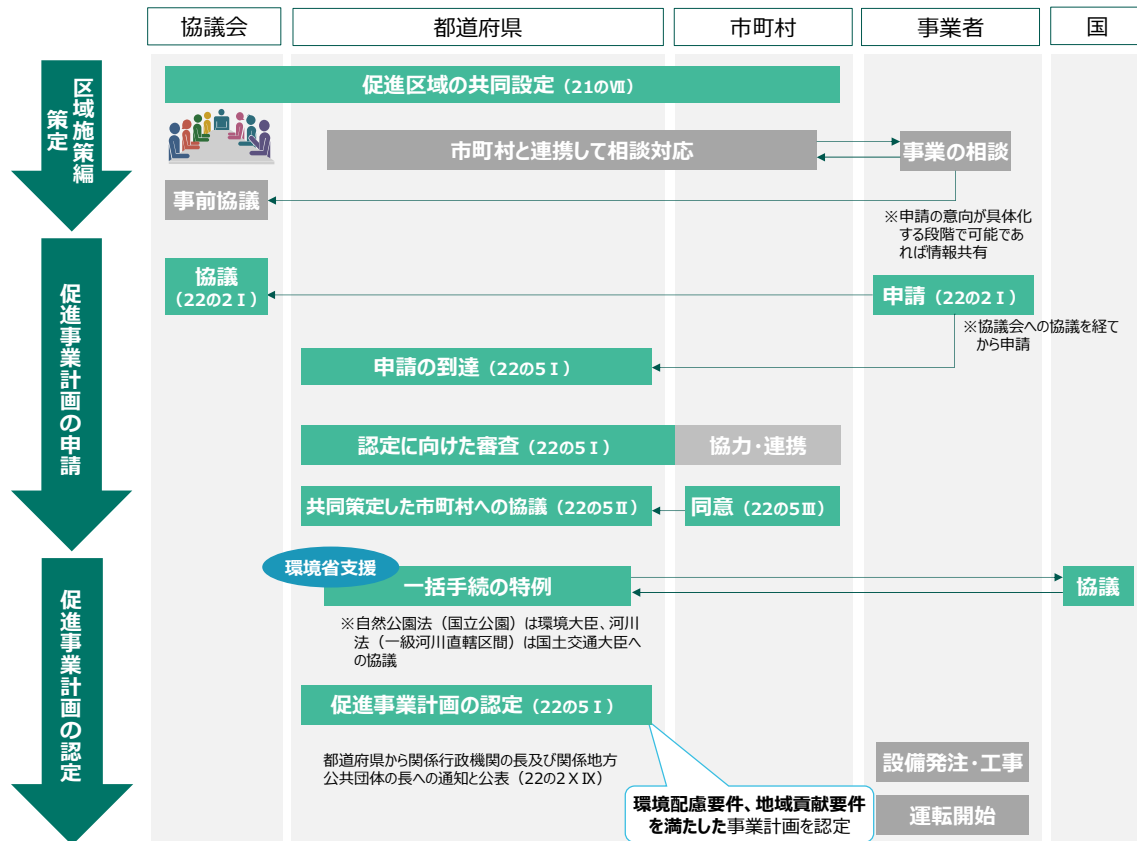


図 3-2 複数市町村にわたる促進事業の認定

(3) 留意事項

ア 二つ以上の都道府県の境界にわたる促進事業の認定

二つ以上都道府県において隣接する二つ以上の市町村の境界（当該都道府県の境界）にわたる促進事業の認定について

第3 2 (2) ア (ア) で示す③の場合において都道府県の境界にわたり立地する促進事業計画の認定に関しては、その市町村の区域が属する都道府県ごとに行うことが必要です。しかし、共同で設定された促進事業に関する事項が同一のものであることから、比較的容易に認定手続が進むと考えられます。この場合、それぞれの都道府県では、事業者からの認定申請及び認定の時期が同じようになるよう情報共有を行うことや、共同で市町村他関係者の調整を行うことが望まれます。それぞれの事務手続の歩調を合わせることが、適切かつ早期な計画認定と、その後の事業着手に繋がります。

イ 都道府県が認定することにより協議が不要となる特例について

一括手続の対象となる法令のうち、許可権者が都道府県自身の場合は協議が不要となる場合があります。別冊第1章の特例に関する事項をお読みください。

第3 都道府県の対応

ウ 指定都市等を含む認定における一括手続の取扱いについて

共同設定した市町村の中に、一括手続の対象となる法令の許可権者等となる市町村が存在する場合は、都道府県は当該市町村に対して一括手続に関する協議をする必要があります。

例えば、図 3-3 に示すとおり A 県が B 市（政令指定都市）と C 市（基礎自治体）と共同設定した促進区域で行なう促進事業計画が盛土規制法に係る特例の対象となる場合、C 市部分については A 県が許可権者であるため協議は除外されますが、B 市部分については B 市への協議が必要となります。

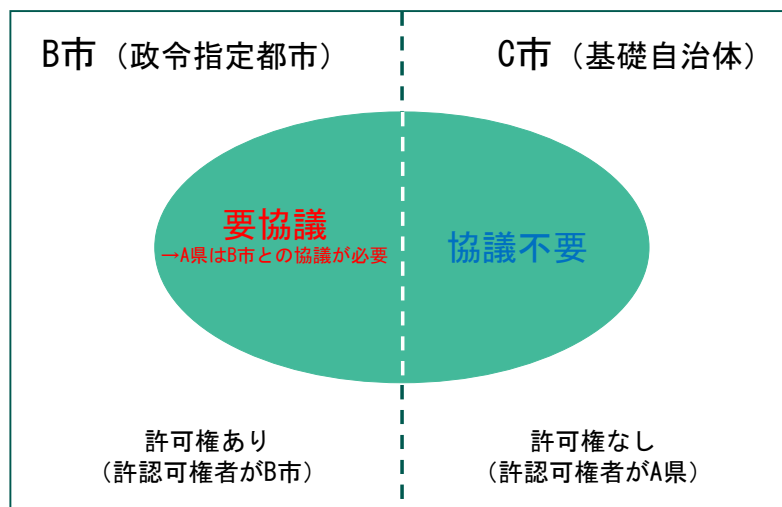


図 3-3 指定都市等を含む認定における一括手続の取扱い（イメージ）